出口インターチェンジ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまでの各インターチェンジ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから東海インターチェンジまでの各インターチェンジ、清水いはらインターチェンジ及び浜松いなさインターチェンジ
	中部横断自動車道の富沢インターチェンジ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平インターチェンジからせと品野インターチェンジまで及び大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまでの各インターチェンジ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各インターチェンジ
	中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの各インターチェンジ
	北陸自動車道の米原インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの各インターチェンジ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから岐阜各務原インターチェンジまでの各インターチェンジ
	近畿自動車道伊勢線の各インターチェンジ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各インターチェンジ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各インターチェンジ
	近畿自動車道敦賀線の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全インターチェンジ

⑸　対象流出・再流入インターチェンジ

上り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
第一東海自動車道の御殿場インターチェンジ 第二東海自動車道の新御殿場インターチェンジ	一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジ

下り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
一般国道138号（東富士五湖道路）の須走インターチェンジ	第一東海自動車道の御殿場インターチェンジ 第二東海自動車道の新御殿場インターチェンジ

⑹　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第19号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和７年10月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年10月17日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕５⑯⑥ハを次のように改める。

ハ　割引を実施する期間

令和７年10月18日から令和８年３月29日までの間における土曜日、日曜日及び祝日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日をいう。〕。ただし、12月27日、12月28日、１月１日、１月３日及び１月４日を除く。